

# こういき

Ninohe Kouiki 2021

Vol.  
26



## CONTENTS

- ② 65歳以上の方の介護保険料について ③ 介護保険料の納め方について
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、救急隊も様々な取り組みを行っています。
- ⑤ 二戸地区クリーンセンターの延命化工事を行なっています
- ⑥ 二戸地区広域行政事務組合の予算・決算 ⑧ 消防本部からのお知らせ



# 65歳以上の方の介護保険料について

介護保険制度では、3年に一度、介護保険事業計画を策定することになっており、介護保険料の見直しも行います。

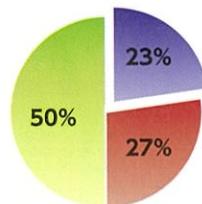
二戸広域は、介護保険料を平成27年度の第6期計画から6年間、引き上げることなく据え置いてきました。

しかしながら、第7期中の消費税増税や、今回の介護報酬の増額改定等を要因に、介護給付費が増加することから、第8期計画では、保険料の引き上げが避けられない状況となりました。

このような状況の中、保険者であります二戸広域といたしましては、できるだけ被保険者の皆様のご負担を抑えるため、可能な限りの介護保険準備基金を投入しましたが、第8期保険料の基準月額は6,714円となりました。

介護保険制度は、住民の皆様が安心して介護サービスを受けることができるよう、地域で支えていく制度です。今回の改定へのご理解とご協力を願いいたします。

介護保険制度の財源割合



## ◎介護保険制度の財源

介護制度の財源は、国や県、市町村の公費(50%)、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料(23%)、第2号被保険者(40歳~64歳の方)の保険料(27%)によって成り立っています。

## ◎第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の決め方

第1号被保険者の介護保険料は、今後3年間の介護保険サービスに必要な経費を基に基準額を定め、所得に応じた保険料率を乗じて年額の介護保険料を算出します。

今後3年間の介護保険サービスに必要と見込まれる費用は、第7期が約227億円だったのに対し、第8期では約238億円を見込んでおり、約11億円の増となります。

## ◎第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の基準月額の算定方法

$$\text{令和3～5年度に必要となる介護保険サービスの総費用の見込み額} \times 65歳以上の方の負担割合(23\%) \div 65歳以上の人口(令和3～5年度の推計人口の合計) = 6,860円(月額)$$

二戸広域では、介護保険料の上昇を抑えるため、準備基金(介護保険のための貯金)を取り崩し、基準月額を146円減額することとしました。

$$6,860円 - 146円 = \text{基準月額 } 6,714円$$

## ◎所得段階毎の介護保険料

年額の介護保険料は、上記で決定した基準月額に対象者の所得状況等に応じた保険料率を乗じて算出します。

| 所得段階 | 対象となる要件   | 新保険料                  |      | 旧保険料                  |      |
|------|---|-----------------------|------|-----------------------|------|
|      |   | 年額                    | 保険料率 | 年額                    | 保険料率 |
| 第1段階 | ①生活保護受給の方   | 24,100                | 0.30 | 21,800                | 0.30 |
|      | ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方                                    |                       |      |                       |      |
|      | ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の方        |                       |      |                       |      |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超え120万円以下の方 | 36,200                | 0.45 | 32,700                | 0.45 |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が120万円を超える方       | 56,300                | 0.70 | 50,900                | 0.70 |
| 第4段階 | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の方   | 76,500                | 0.95 | 69,100                | 0.95 |
| 第5段階 | 市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超える方  | 80,500<br>(月額 6,714円) | 1.00 | 72,800<br>(月額 6,070円) | 1.00 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方                                 | 96,600                | 1.20 | 87,400                | 1.20 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方                          | 100,700               | 1.25 | 91,000                | 1.25 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方                          | 120,800               | 1.50 | 109,200               | 1.50 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方                                 | 136,900               | 1.70 | 123,800               | 1.70 |

# 介護保険料の納め方について

## ◎介護保険料の納め方

介護保険料は、前年の所得及び市町村民税の課税状況により9段階に分けて年額を決定します。

決定した介護保険料は、特別徴収（年金からの天引き）又は、普通徴収（納付書払い又は口座振替）のどちらかで納付いただきます。

原則的には、特別徴収で納めていただきますが、下記のとおり特別徴収の対象とならない方や65歳になられたばかりの方等は特別徴収開始までは普通徴収で納めていただきます。

## ○特別徴収（年金からの天引き）

対象となる方：年金を年間で18万円以上受給されている方

→特別徴収に該当する方でも、以下に当てはまる方は一時的に納付書で納めていただく場合があります。

- ・年度の途中で介護保険料額が変更となった方
- ・年金が一時差し止めとなっている方

納入時期：4月、6月、8月、10月、12月、2月（年6回 年金支給日）

保険料額：4月、6月、8月=同年2月の保険料額とそれぞれ同額。（仮徴収）

10月、12月、2月=決定した年額から8月までの納入額を差し引いた金額を3回に分けた金額。（本徴収）

※仮徴収は、前年所得等の確定が6月であるため、2月の保険料額を仮の金額として徴収し、10月以降の徴収で年額との調整を行います。

※仮徴収の金額によっては、10月以降の金額が8月までと差異が出る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特別徴収の開始時期：誕生日又は転入された日によって下記のとおりとなります。

| 4月2日から10月1日            | 10月2日から12月1日           | 12月2日から12月31日          | 1月1日から2月1日           | 2月2日から4月1日            |
|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 65歳になった年の<br>翌年4月の年金から | 65歳になった年の<br>翌年6月の年金から | 65歳になった年の<br>翌年8月の年金から | 65歳になった年の<br>8月の年金から | 65歳になった年の<br>10月の年金から |

※誕生日、転入された日が2月2日から4月1日の方は年額の一部を普通徴収で納めていただきます。（6月～9月分）

## ○普通徴収（納付書又は口座引き落とし）

対象となる方：年度内に65歳になった方、年度内に転入された方、年度の途中で介護保険料額が変更となった方、特別徴収に該当しない方

納入時期：6月～1月（年8回）

納入場所：  
◆岩手銀行 ◆北日本銀行 ◆盛岡信用金庫 ◆東北銀行  
◆東北労働金庫 ◆新岩手農業協同組合 ◆ゆうちょ銀行（東北各県内の店舗のみ）  
◆二戸地区広域行政事務組合 ◆二戸市・一戸町・軽米町・九戸村の窓口又は出張所・支所

口座振替が便利です

普通徴収の方は、口座振替をお申込みいただくことで毎月窓口で納付する手間がなく、納め忘れもないことからぜひご活用下さい。

口座振替をお申込みいただく際は、以下のものをお持ちいただき、指定金融機関等で直接お手続き下さい。

- ①口座振替依頼書（納付書と同封）
- ②預金通帳
- ③通帳の届け出印

指定金融機関等：  
◆岩手銀行 ◆北日本銀行 ◆みちのく銀行 ◆盛岡信用金庫 ◆東北銀行  
◆東北労働金庫 ◆新岩手農業協同組合 ◆ゆうちょ銀行

## 介護保険制度の「住宅改修費支給」の制度をご存じですか

住宅改修費支給は、介護や支援が必要な方が自宅で自立した生活を過ごせるよう、手すりの取り付けや、床の段差解消のための工事を1割から3割の負担（上限は改修費20万円）で行うことができる介護（予防）サービスです。

対象者は、要支援1から要介護5の区分の方です。住宅改修が必要な際は、該当する工事であるか、必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護や支援が必要な方が新規で介護申請する際は、市町村の介護保険担当、または、地域包括支援センターが窓口となっておりますので、お気軽にご相談願います。

### ■対象となる住宅改修（上限額：改修費20万円）

- 滑り防止・移動の円滑化（床・通路の材料変更）
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸への扉の取り替え
- 洋式便器への取り替え

新型コロナウイルスの症状が疑われる場合、救急隊員は感染防止衣、手袋、ゴーグル、マスクを装着して活動しています。また、救急車内においても、救急隊員や救急車内の物品が感染源となるないように、ビニール製のシートを取り付けて、ウイルス拡散防止に努めています。さらに、傷病者を医療機関等に搬送後は、救急車内の消毒を徹底するとともに、使用した感染防止衣やマスク等は全て廃棄します。また、住民の安心・安全のため、このような取り組みを継続していくので、ご協力をお願いします。

## 二戸地区広域行政

### 事務組合消防本部では、 新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、 救急隊も様々な取り組みを行っています。



#### 飛沫防止用シートの取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飛沫防止用シートの設置が増えています。シートは材質によって燃えやすいものがあるため、以下の点に注意しましょう。

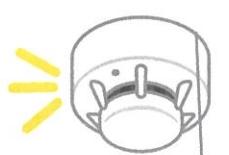
- 火気や熱源となるものから距離をとりましょう。
- 必要に応じて、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使っている製品を使用しましょう。
- 防火上、フィルム状のものに比べて板状のものをお勧めします。
- 火災報知機やスピーカーの動作の妨げにならないように設置しましょう。
- 避難の支障にならないように設置しましょう。



#### 住宅用火災警報器は、 10年を目安に交換をお勧めします。

住宅用火災警報器は、古くなると電池切れ等で火災を検知しなくなる恐れがあります。

- 定期的に点検用のボタンやひもを操作し、動作の確認をしましょう。
- 反応がない場合は、電池切れや故障の可能性があります。



ごみの減量化にご協力ください

# 二戸地区クリーンセンターの延命化工事を行っています



## 大規模な延命化工事を行っています

二戸広域4市町村のごみ処理を行っている「二戸地区クリーンセンター」では、令和元年度より3ヵ年計画で、施設を延命化するための大規模な工事を行っています。制御用コンピュータシステムや焼却炉内部の耐火材、熱交換器やろ過式集じん器など、焼却施設の中でも重要な部分を更新。昨年度は1号炉、今年度は2号炉について工事を行います。この延命化工事により、今後15年の稼働を目指しています。

## ごみの排出量抑制、適正分別にご協力を

この工事に伴い、昨年度から、家庭から出る「燃えるごみ（※）」の処理を近隣他施設に外部委託しています。今年度も引き続き、燃えるごみの排出量抑制と適正な分別により一層のご協力をお願いいたします。また、粗大ごみについても敷地内の保管場所に限りがあるため、布団や畳、カーペットなど一部のごみの受け入れを制限しています。こちらの持ち込みについてもご理解をお願いいたします。

ごみの減量と適正な分別は、ごみを大切な資源に変えるだけでなく、クリーンセンター自体の延命化にもつながります。あらためてごみ出しについて考える機会にもしてみてくださいね。

※ごみの分別方法については、お住まいの地区のルールに従ってください。

### ごみの減量・リサイクルでこんな効果が。



- もともとは皆さんの税金である、ごみ処理費用が抑えられます。
- 処理施設の負担軽減や、最終処分場の延命につながります。
- 限りある資源が節約できます。
- ごみ焼却による二酸化炭素の排出などを抑えられ、自然環境の保全にもつながります。

ごみの減量・リサイクルで、未来の環境が守られるよ！



### Reduce (リデュース)

ごみの発生を抑制する、ごみを減らす

[代表的な行動]

- 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋の使用や過剰包装は辞退する。
- 必要なものを必要な分だけ購入する。
- 食べ残しをしない。



### Recycle (リサイクル)

再生利用する

[代表的な行動]

- 市町村のルールを守ってきちんと分別する。
- 地域の集団回収、スーパーや小売店の店頭回収に協力する。

### 家庭でできるごみの減量化

合言葉は

**「3R」**



### Reuse (リユース)

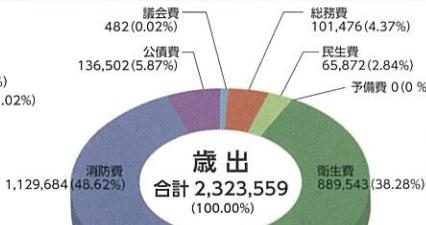
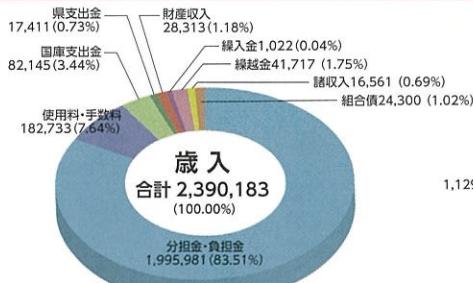
繰り返し使う

[代表的な行動]

- 詰め替え商品を購入し、容器は繰り返し使用する。
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用する。

# 令和元年度決算

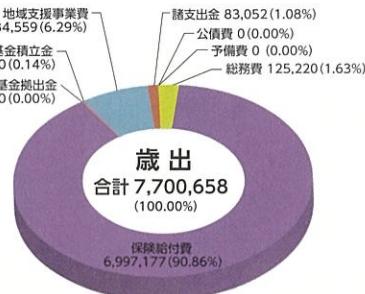
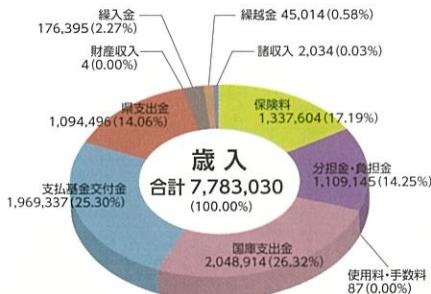
## 一般会計



- 議会費 … 議会関係の経費
- 総務費 … 事務局関係の経費
- 民生費 … 介護サービス利用者対策の経費
- 衛生費 … 尿及びゴミ処理の経費
- 消防費 … 消防及び救急業務の経費
- 公債費 … 組合債で借りたお金の返済費

| 歳出の性質別内訳 |           |           |
|----------|-----------|-----------|
|          | 金額        | 割合        |
| 人件費      | 983,940   | (42.35%)  |
| 物件費      | 831,785   | (35.80%)  |
| 維持補修費    | 24,872    | (1.07%)   |
| 扶助費      | 11,405    | (0.49%)   |
| 補助費      | 59,763    | (2.57%)   |
| 普通建設事業費  | 210,369   | (9.05%)   |
| 災害復旧費    | 0         | (0.00%)   |
| 公債費      | 136,502   | (5.87%)   |
| 積立金      | 1         | (0.00%)   |
| 繰出金      | 64,922    | (2.80%)   |
| 計        | 2,323,559 | (100.00%) |

## 介護保険特別会計



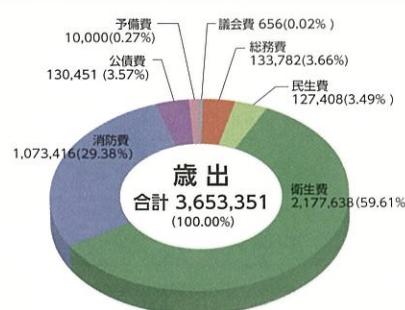
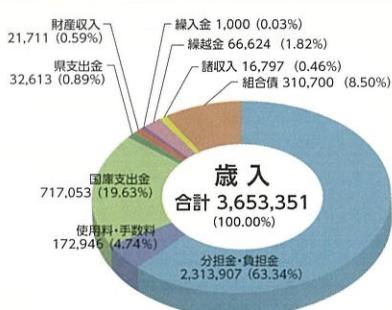
## 市町村負担金

|     |           |
|-----|-----------|
| 二戸市 | 936,905   |
| 一戸町 | 477,914   |
| 軽米町 | 334,372   |
| 九戸村 | 246,790   |
| 計   | 1,995,981 |

金額(単位:千円)

## 令和2年度補正後予算

## 一般会計

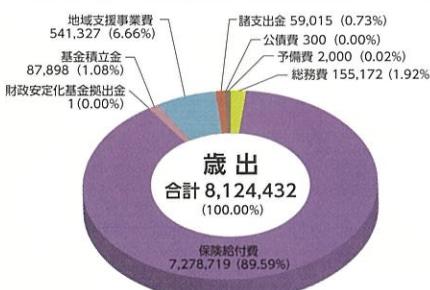
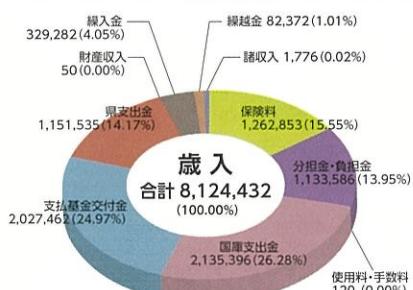


## 市町村負担金

|     |           |
|-----|-----------|
| 二戸市 | 1,247,037 |
| 一戸町 | 445,296   |
| 軽米町 | 355,543   |
| 九戸村 | 266,031   |
| 計   | 2,313,907 |

金額(単位:千円)

## 介護保険特別会計



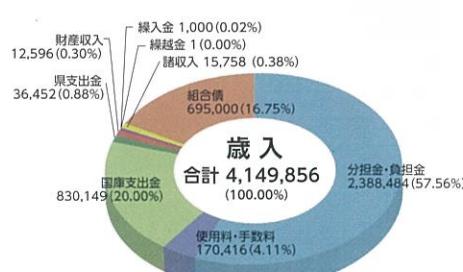
## 市町村負担金

|     |           |
|-----|-----------|
| 二戸市 | 538,155   |
| 一戸町 | 287,199   |
| 軽米町 | 184,826   |
| 九戸村 | 123,406   |
| 計   | 1,133,586 |

金額(単位:千円)

# 令和3年度当初予算

## 一般会計

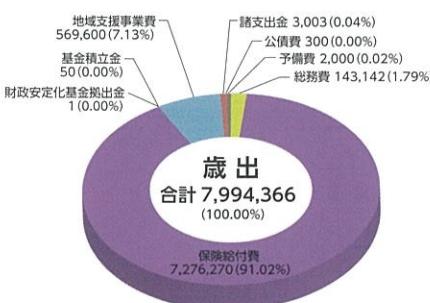
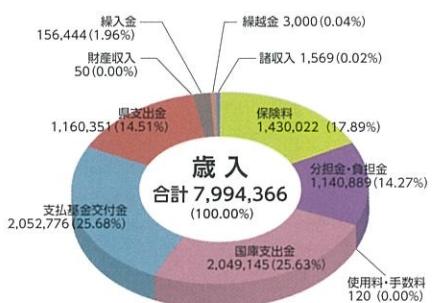


## 市町村負担金

|     |           |
|-----|-----------|
| 二戸市 | 925,546   |
| 一戸町 | 435,077   |
| 軽米町 | 349,156   |
| 九戸村 | 678,705   |
| 計   | 2,388,484 |

金額(単位:千円)

## 介護保険特別会計



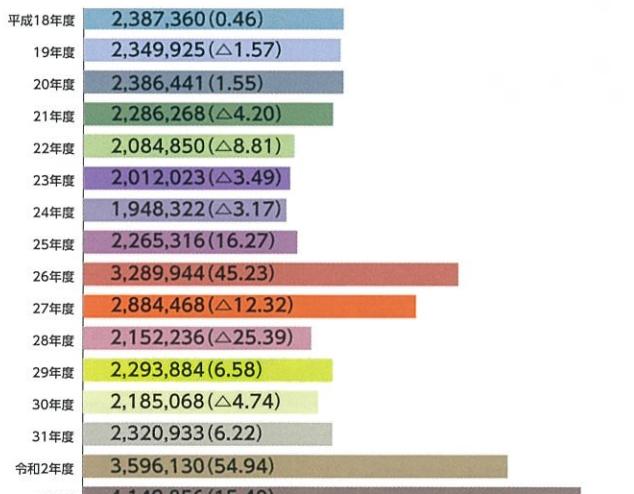
## 市町村負担金

|     |           |
|-----|-----------|
| 二戸市 | 537,579   |
| 一戸町 | 291,218   |
| 軽米町 | 187,486   |
| 九戸村 | 124,606   |
| 計   | 1,140,889 |

金額(単位:千円)

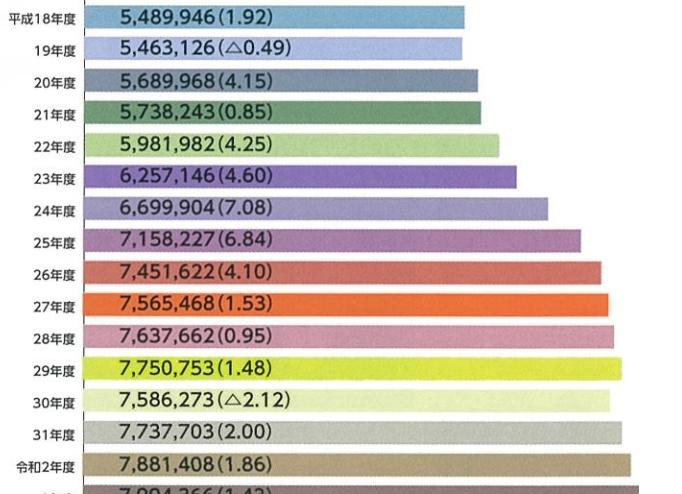
## 当初予算の推移

### 一般会計 ( )内は前年度比 (単位:千円)



金額(単位:千円)

### 介護保険特別会計 ( )内は前年度比 (単位:千円)



金額(単位:千円)

## 人口と世帯数 (令和3年2月1日現在) ■広域の人口 52,364人(53,345人) ■広域の世帯数 23,425世帯(23,432世帯)

### 二戸市

人口 26,132人  
(26,535人)

世帯数 11,852世帯  
(11,822世帯)

### 一戸町

人口 11,876人  
(12,149人)

世帯数 5,631世帯  
(5,664世帯)

### 軽米町

人口 8,752人  
(8,968人)

世帯数 3,764世帯  
(3,775世帯)

### 九戸村

人口 5,604人  
(5,693人)

世帯数 2,178世帯  
(2,171世帯)

(※住民基本台帳法の改正により、数値には外国人住民の登録を含んでいます。)

( )は前年同日現在

# 消防本部からのお知らせ

## 令和2年度 火災予防運動ポスターコンクール

二戸地区危険物安全協会主催（熊野正城会長・会員70名）の第44回火災予防運動ポスターコンクール審査会が令和3年2月8日（月）に二戸地区広域行政事務組合消防本部で開催され、特選には松浦零さん（軽米町立小軽米小学校5年生）の作品が選ばれました。

特選

軽米町立小軽米小学校5年

松浦零さん

小さな火が  
大火事に



令和3年火災予防運動

第44回火災予防運動ポスターコンクール特選作品  
軽米町立小軽米小学校5年 松浦 零

火事・救急・救助は 119

### 入選

- |                          |                          |                         |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 軽米町立小軽米小学校4年<br>大清水 満宝さん | 九戸村立長興寺小学校4年<br>大崎 百々香さん | 九戸村立伊保内小学校4年<br>尾友 東樹さん |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------|

### 佳作

- |                         |                         |                        |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 軽米町立小軽米小学校4年<br>中村 心美さん | 二戸市立福岡小学校4年<br>佐藤 晏迅さん  | 軽米町立軽米小学校4年<br>附田 胡春さん |
| 九戸村立伊保内小学校5年<br>関端 永真さん | 九戸村立伊保内小学校5年<br>松田 侑士さん |                        |

## 火災・救急は

携帯電話からも 119 です



救急隊等が到着する前に、消防から119番通報された方へ確認の電話をすることがあります。  
見覚えのない番号かもしれませんが出てもらえれば助かります。

### 災害テレフォンサービス

0195-27-3119



火災が発生した場合は、こちらの電話で  
情報提供しております。ご利用ください。



### し尿収集 委託業者

| ●(有)県北衛生社 | ☎ 0195-23-3091 | 二戸市(旧福岡町)            |
|-----------|----------------|----------------------|
| ●(有)一戸衛生社 | ☎ 0195-32-2560 | 二戸市(旧金田一村、旧浄法寺町)、一戸町 |
| ●(有)軽米清運  | ☎ 0195-46-2450 | 軽米町、九戸村(江刺家地区)       |
| ●(有)軽米清掃社 | ☎ 0195-46-4182 | 軽米町、九戸村(江刺家地区)       |
| ●九戸衛生社    | ☎ 0195-42-2091 | 九戸村(江刺家地区除く)         |

※お盆前と年末には、依頼が集中します。余裕をもってご依頼ください。※便槽の周りにものを置かない、冬季間は除雪するなどご協力お願いします。



### 二戸地区広域行政事務組合

〒028-6102 岩手県二戸市下斗米字細越 20-1  
TEL 0195-23-7772 TEL 0195-23-7984

<http://www.cassiopeia.or.jp>